

質問第二号

労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントの活用に関する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十二年十月十八日

秋山長造

参議院議長 安井 謙殿

## 労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントの活用に関する質問主意書

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）による労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントに関して質問する。

一 昭和四十九年六月以降登録した右コンサルタント（以下登録者という）をどのようにに行政上活用したか。各年度ごとにその状況を具体的に示されたい。

二 法第八十条で都道府県労働基準局長は勧奨することができるとしているが、その適用と実績を示してほしい。

都道府県労働基準局によつては、登録者に対する認識が必ずしも均衡しておらず、政府の統一指導の具体策を示してほしい。

三 法第八十七条に登録者の法人組織化を示してあるが、この指導と組織化の実情はどうか。ま

た組織化された団体に対しても法第百七条の個人に対する大臣の援助を及ぼすのか。見解を求めたい。

右質問する。